解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに長野県知事の認可により、平成二十九年二月二十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月四日

長野県上田市真田町本原五四五番地

医療法人隆生会

清算人　小玉　眞夫

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十九年三月七日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月四日

愛知県蒲郡市形原町鹿末二八番地

蒲郡羽栗池東土地区画整理組合

清算人代表　市川　十郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年五月三十一日開催の臨時社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、平成二十九年三月六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月四日

三重県四日市市中川原三丁目六番二三号

医療法人社団理仁会

清算人　宇井　美穂

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十九年三月十三日広島市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月四日

広島県広島市南区的場町二丁目六番七号

広島駅南口Bブロック市街地再開発組合

代表清算人　前岡　眞仁

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年三月十四日宮城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月四日

宮城県名取市愛島郷二丁目一番地の七

名取市愛島東部第二土地区画整理組合

代表清算人　阿部　栄一

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年三月十日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月四日

愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面一〇六番地　美浜柿谷特定土地区画整理組合

清算人代表　志水　宏

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十九年三月十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年三月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月四日

長崎県長崎市栄町五番五号

長崎県民間医療機関厚生年金基金

代表清算人　小濵　正美

公益信託金沢記念心臓病研究振興基金終了の公告

一、事業概要

本公益信託は心臓病の基礎的・臨床的研究にたずさわる研究者に対する助成及び顕彰を行い、もって学術の発展に寄与することを目的とし、今年度は助成金として総額七、四五八、五三五円を給付した。

二、財産目録（平成二十九年二月十七日現在）

資産合計　〇円

負債合計　〇円

正味信託財産　〇円

本公益信託は平成二十八年度をもって信託財産が消滅したことにより平成二十九年二月十七日終了した。

平成二十九年四月四日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託金沢記念心臓病研究振興基金

受託者　みずほ信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道伊達市西浜町九三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大村伊佐治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月四日

北海道伊達市網代町二四番地伊達経済センター三階　伊達噴火湾法律事務所

相続財産管理人　弁護士　林　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県釜石市只越町三丁目六三番地、最後の住所岩手県釜石市只越町三丁目八番一三号　被相続人　亡　川端　芳之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月四日

岩手県釜石市上中島町一丁目二番三号ＲＩＫＯビル三階　釜石ひまわり基金法律事務所　相続財産管理人　弁護士　加藤　静香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市柳町七六番地一、最後の住所福島県福島市永井川字松木下九七番地の五　被相続人　亡　吾妻　妙子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月四日

福島県福島市松木町一〇番一九号

相続財産管理人　北目　哲郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県白河市明戸六一番地、最後の住所福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字丸内五五番地一　被相続人　亡　髙橋　謙治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月四日

福島県西白河郡西郷村字道南西九三豊作ビル二階二〇三・二〇四号弁護士法人新白河総合法律事務所

相続財産管理人　湯坐　聖史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県邑楽郡板倉町大字岩田九二九番地三、最後の住所群馬県邑楽郡板倉町大字岩田九二九番地の三　被相続人　亡　菅原　真

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月四日

群馬県館林市美園町一六番地一やおともビル二〇一

相続財産管理人　弁護士　伊藤　寛之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市剣崎町二三四番地一、最後の住所埼玉県熊谷市石原四五三番地一　コンフォート熊谷五〇八　被相続人　亡　田中　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月四日

埼玉県熊谷市本町二丁目一三六番地　ワンチビル二階　石井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石井　智章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県秩父市山田一六〇六番地一、最後の住所埼玉県秩父市寺尾三九〇〇番地一杏子苑　被相続人　亡　浅見マツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月四日

埼玉県秩父市宮側町一七番三号福田ビル一階

相続財産管理人　司法書士　五十嵐正敏